

中央治験審査委員会に係る企業主導治験における直接閲覧を伴う
モニタリングの受入れに関する標準業務手順書

第1条 目的

- 1 本手順書は、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下に同じ。）による直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関し、必要な手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品並びに医療機器の製造販売後承認申請及び承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
- 3 製造販売後臨床試験に対しては、医薬品GCP省令第56条並びに医薬機器GCP省令第76条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と読み替えることにより、本手順書を適用する。

第2条 モニタリング担当者の確認

中央治験審査委員会事務局は、モニタリング担当者（以下「モニター」という。）の氏名等を確認する。

第3条 モニタリングの方法等の確認

中央治験審査委員会事務局は、モニタリングの計画及び手順についてモニターに確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえて計画及び手順と異なるモニタリングを行う必要が生じ得ることに留意する。

第4条 原資料等の内容・範囲の確認

中央治験審査委員会事務局は、直接閲覧の対象となる原資料等の内容及び範囲について治験実施計画書等に基づいてモニターに確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえてその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。

第5条 モニタリングの申し入れ受付

- 1 中央治験審査委員会事務局は、モニター等からモニタリング実施の申し入れを受けたとき、可及的速やかに訪問日時等を調整し、決定する。
- 2 中央治験審査委員会事務局は、モニタリングの内容及び手順をモニターに確認し、応対者を定めるとともに、必要な原資料及び適切な場所等の準備、手配をする。

第6条 モニタリングの受入れ時の対応

- 1 中央治験審査委員会事務局は、訪問したモニターの氏名等を確認する。
- 2 中央治験審査委員会事務局は、直接閲覧の対象となった原資料等が適切に準備され、直接閲覧終了後は当該原資料等が適切に返却されていることを確認する。

第7条 モニタリング終了後の対応

1 モニタリング終了後、問題事項等が示された場合には関連する医療機関の長に報告し、関連者と協議し、対応を決定する。必要に応じ、中央治験審査委員会事務局は問題事項等を理事長に報告する。

2 中央治験審査委員会事務局は、モニターから問題事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

(付則)

平成24年4月1日施行

平成24年6月22日改訂

平成27年4月1日改訂